

東条学園小中学校「東条学園応援サポーター」 実施要項

1 目的

東条学園小中学校の様々な活動の実施に際し、東条地域在住の方によるサポーター（活動支援スタッフ）の参画を支援できる体制を整備することにより、各活動が安全・安心かつ有意義なものとなるようにする。

2 登録者

学校支援のため、自発的・無報酬によるボランティア活動をする意思をもち、東条地域在住または活動の拠点をもつ方で、本事業の目的を理解する個人及び団体とする。個人は、18歳以上（高校生不可）とする。

3 支援内容

(1) 学習支援

読み聞かせ、九九指導、理科実験補助、地域の歴史学習、ミシン、昔遊び 等

(2) 環境整備

学校施設や設備の補修、樹木の剪定、花植え、清掃 等

(3) 部活動等

部活サポート、クラブ活動指導 等

(4) 見守り活動

登下校の付き添い、朝の見守り、下校の見守り、東条110番の家 等

(5) 行事等支援

体育大会、学園祭、校内マラソン大会、トライやるウィーク、受付業務補助

(6) その他

登録者が希望する活動

4 費用負担

登録者への報酬は、無報酬とする。ただし、活動にかかる材料費等の必要経費は、学校が負担する。

登録者の傷害保険については、「ひょうご学校応援ボランティア補償制度」を適用する。

5 登録手続き

登録を希望する方は、「『東条学園応援サポーター』登録用紙」に必要事項を記入し、東条学園小中学校、または東条公民館へ提出する。登録は無料とする。サポーターの活動および登録に関する事務は、東条学園小中学校にて行う。

登録者へは、活動案内のために学校連絡ツール「tetoru」への登録をお願いする。また、「東条学園応援サポーター」として名札をお渡しし、来校の際や活動中に着用をお願いする。

6 登録期間

登録期間は、登録した日の属する年度の末日までとし、申し出がない限り、次年度に自動更新する。

7 登録取消

次の事項が発生した場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 本人から辞退の申し出があった場合
- (2) 学校経営に支障が生じると判断した場合
- (3) その他、学校が判断した場合

8 活用方法

申し込み内容に基づき、活動に応じて直接登録者に依頼する。または、登録者へ学校連絡ツール「tetoru」を利用し、活動を案内する。

参加を希望する方は、学校へ連絡し、教頭が参加者の取りまとめを行う。